

第5回桐生市子ども・子育て会議 会議録

【日 時】 平成 26 年 11 月 18 日（火）午後 2 時から午後 4 時まで

【場 所】 桐生市役所 6 階 605 会議室

【出席者】 委 員：17 名中 13 名出席（4 名欠席）

事務局：保健福祉部長、子育て支援課長、子育て支援係長、家庭児童相談係長、子育て支援係担当職員、保育係担当職員、みつぼり保育園主任保育士

教育委員会 教育部長、学校教育課長、学事係長

教育支援室長、教育支援係担当職員

その他：傍聴者 3 名

【会議内容】

1 開 会 子育て支援係長

2 あいさつ 佐藤 桐生市子ども・子育て会議会長

3 議 事

会 長：本日の会議は、17 名の委員のうち、12 名の方にご出席を頂いておりますので、桐生市子ども・子育て会議条例第 6 条第 3 項に規定されており、過半数の「定足数」に達しております。従いまして、会議は成立ということになります。なお、1 名の方は少し遅れてくるとのことでした。

(1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担（保育料）（案）について

・参考資料 1・資料 1・資料 1-1・資料 1-2 に基づき事務局が説明

会 長：事務局の説明について、御質問等がございますでしょうか。

委 員：公立幼稚園の保育料のみ経過措置を設けて優遇することが疑問です。この経過措置案では、同じ税金を支払っているのに、保育園や私立幼稚園と差が生じてしまいます。平成 27 年度から新制度が始まることは、報道などを通じて周知されていることなので、公立幼稚園についても経過措置を設けなくて、新保育料を徴収していくことが適切であると思います。

事務局：本市といたしましても新制度が始まることの周知は以前から行ってまいりました。しかし、国の基準額を基にした本市の保育料（案）を 10 月に行われた公立幼稚園の募集と同時に告示することができなかった事情もあります。

県内他市の子ども・子育て会議においても、公立幼稚園の保育料（案）を提示していますが、その案でも平成 27 年度は据え置き、年度毎に上げていき、平成 30 年度から公立・私立の保育料を統一するというものでした。本市では、他市の案も参考にしながら、公立幼稚園保育料の経過措置（案）を検討し、告示することになりました。

委員：1 点確認させていただきたいのですが、経過措置（案）について、平成 28・29 年度は公立幼稚園全園の園児が対象になるのですか。

事務局：現在そのように検討しています。

委員：平成 28 年度から公立幼稚園に入園された人については、経過措置を設けず新制度の保育料にすることの対応もあるのではないのでしょうか。公立幼稚園と私立幼稚園は今まで差が生じていました。このため、幼稚園協会では同じ税金を納めているのにおかしいのではないかと、国や県に要望してきた経緯もあります。新制度が開始されることにより、公立・私立幼稚園の保育料が近づくことは大変ありがたいことです。しかし、もっと早く近づいてもいいのかなとも思います。

また、今回の 1・2・3 号の保育料（案）を拝見すると国の基準から市が補填をしていただいています。このことについては、大変ありがたいことではありますが、国の定めでもあるように、保育料について公立・私立幼稚園がもっと早く同じ金額になっていただければさらにありがたいと思います。

委員：保護者の立場で考えると、保育内容・教育内容で子どもを預けることが一番だと思うのですが、経済的なことを考えると保育料が安い方に子どもを預けたいと思うはずで、公立幼稚園は、園児数も減少していて一人の先生が見ている子どもの数も少ない状況です。私立保育園・幼稚園は、一人の先生がみる子どもの数が定数ぎりぎりの状態です。保育時間も長く、勤務時間を調整するのも大変です。常勤の先生だけでなく、非常勤の先生もいて色々な勤務体制で対応していますが、公立の幼稚園の保育料が安いというだけの理由で利用者が流れてしまうと保育園自体の雇用も年度によって必要な職員数が変わるため、勤めている私達も来年度の人数が出た時点で、引き続き勤められる先生と退職しなければならなくなる先生、他の職場に引っ越してもらうことになる先生などが出てきます。こういうことも考慮しますと、預ける方

の立場もありますが、お預かりする私たちが勤める環境も考えていただけるとありがたいです。公立幼稚園だけが優遇されているというイメージは、私たちの中では、すごく拭い去れないものです。新制度がスタートするのですから、経過措置が大事なことはわかりますが、私立保育園の方でも困ることが出てきますので、この点を踏まえ利用料を検討してもらいたいです。

委員：各委員から公立幼稚園の経過措置に関する意見が出ていますが、私も差があることに疑問を感じています。この会議で出た意見については、子育て支援課の会議等で話し合っ、変更することはできるのでしょうか。

事務局：1号認定（教育標準時間認定）の利用者負担（保育料）等に関わる部分については、学校教育課で検討しております。新制度の保育料につきましては、本会議で出された意見を踏まえた上で、検討していくこととなります。

会長：事務局に確認いたしますが、今の各委員から出された意見を再度検討するというところでよろしいのでしょうか。

事務局：事務局として結論をまとめ、御説明させていただきたいと考えておりますので、ここで休憩をお願いできますでしょうか。

会長：それでは、会議時間も1時間を経過しているため、ここで10分間の休憩とします。

～休憩～

会長：先ほどの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局：公立幼稚園の経過措置については、大きく制度が変わってくる中で、激変緩和ということがあります。私立幼稚園については、保育料が安くなるということもございます。公立幼稚園の保育料を算定する中で、各階層の中にどれだけの人がいて、どれくらいの影響があるかについて時間を掛けて協議してきました。その結果に基づいて、本日ここに経過措置を取るという結論に達したわけであり、各委員の趣旨はよく分かるのですが、公立幼稚園を利用される保護者にとっては、園児募集が終わった後での保育料の提示であるため、このような段階的な引き上げの措置は必要であるとの結論に達したわけであり、このため、教育委員会としては、この原案を了承いただきたいと思いますところがございます。

委員：保育料について、この会議ではどのように決定されるのでしょうか。

- 会 長：この会議では、統一した見解を示すこととなります。
- 委 員：先ほども申し上げましたが、市側も予算の無い中で、本保育料（案）を出していただいている状況であります。
- 委 員：公立幼稚園の募集はすでに終わっているのでしょうか。
- 会 長：そのとおりです。
- 委 員：そうであれば、来年度入学する保護者は、現行ぐらゐの保育料として考えているのではないのでしょうか。
- 委 員：本会議の決定が、桐生市の決定になるのですか。
- 会 長：本会議は、諮問会議です。
- 委 員：諮問会議であるならば、この会議はこういった結論だよということになります。仮に、本会議で結論を出すのであれば、本会議ではこういった結論になりましたが、附帯意見としてこういった意見もあったと報告するのはどうでしょうか。これを受け最終的には、市当局に考えていただくのはいかがでしょうか。
- 会 長：本会議の意見は、重要なものになってくるものと思われまゝ。結論の中に、そのような意見もあったとすることによろしいでしょうか。
- 委 員：本会議としては、原案に賛成するが、一部には公立幼稚園における経過措置案に関する意見があったことを加えたらどうでしょうか。
- 委 員：保育園は毎月園児が入園してゐて、保護者の人は保育料を入園する時に知ることになります。毎月保育料の決定が出るのが、入園する前月の25日のため、各保護者はそこで自分の子どもをみてもらうのに、これだけお金が掛かると分かります。今から来年4月までは時間があるので、時間が無いということが保育園の保護者からすると、公立幼稚園の保育料に対する不満が出るのではないかと思います。
- ただし、今後桐生市民が納得するような説明を行っていけば、この案でもよいのではないかと思います。しかし、いきなり出されてしまうと公立幼稚園の方が安いと思われてしまうため、市には十分な説明を行ってほしいです。なお、私としては、十分に納得してゐないところでもあります。
- 会 長：議事（1）の保育料（案）等については、各委員からご意見があったとおり、原案に賛成いただくとともに、附帯意見を加えるような形でよろしいでしょうか。
- 各委員：了承

(2) 桐生市保育の必要性の認定に関する基準（案）の骨子における意見提出手続きの結果について

- ・資料2・参考資料2に基づき事務局が説明

会 長：事務局の説明について、御質問等がございますでしょうか。

委 員：特になし

(3) その他

事務局：委員報酬の支払日について説明。

事務局：今後の会議の流れ及び国の動向等を説明。

委 員：議事2の意見提出手続き（パブリックコメント）の件ですが、どのような形でパブコメを実施したのでしょうか。市ホームページだけなのでしょうか。

事務局：本パブコメに係る資料は、子育て支援課、パブコメ担当の情報政策課や新里・黒保根支所で配布しました。なお、受付方法といたしましては、FAX、直接提出及びEメールなどを活用して提出してもらう方法がございます。本課としては、意見提出手続きに関する条例に基づき配布・周知を徹底しているところです。また、広報きりゅうでもお知らせ記事を掲載しており、周知しているところです。

委 員：今回のパブコメの結果が0件ということですが、保護者などに具体的な内容を配布するような手続きをした方がよいのではないのでしょうか。保育園や幼稚園に御協力いただき、保護者等に周知徹底を図ってほしいです。また、公民館に協力いただくことも必要ではないのでしょうか。子ども・子育て支援事業計画（素案）の意見提出手続きの方法についても、再度検討してほしいです。

事務局：十分に検討させていただきます。

4 閉 会